

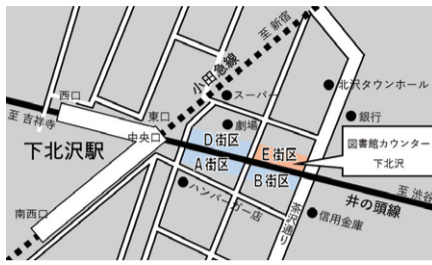
3月30日から「図書館カウンター下北沢」を開設します

主に予約資料の貸出しや返却、利用登録ができる図書館カウンターを、二子玉川・三軒茶屋に続き下北沢に、3月30日から開設します。書架(蔵書)や閲覧スペースはありません。詳しくは、図書館ホームページ([HP](https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/) <https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/>)をご覧ください。

所在地／北沢2-6-4 (ミカン下北E-102)

開館時間／午前9時～午後9時 ※3月30日のみ午前10時から。

休館日／第3木曜、年末年始



総合支所・出張所には行かずに 各種証明書をお取りいただけます

3月中旬～4月は、転出・転入、転居等の手続きで、総合支所・出張所の窓口が混雑します。お近くのまちづくりセンターやコンビニエンスストアまたは郵送で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、課税・納税証明書)をお取りいただけますので、ぜひご利用下さい。

証明書によって利用できる手続方法などが異なりますので、詳しくは、区のホームページをご覧ください。お問い合わせ下さい。
担当＝住民記録・戸籍課

☎📞せたがやコール

区が事業者と結ぶ契約における「労働報酬下限額」を改定しました

区では、世田谷区公契約条例で、区が事業者と結ぶ契約(公契約)について、予定価格が一定額以上の場合に事業者が労働者へ支払うべき報酬の下限額「労働報酬下限額」などを定めています。条例はこれらの取組みにより、適正な入札手続きを実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善などを通じて、地域経済の活性化、区民福祉の向上を図ることを目的としています。

この条例に基づき、労働報酬下限額を次記のとおり改定し、4月1日以降に締結する契約に適用します。事業者には、入札公告や契約手続きの際にお知らせします。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

●改定後の労働報酬下限額

工事契約のうち、予定価格3000万円以上のもの／

①都の公共工事設計労務単価(4年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(ただし、見習い・手元・年金受給等の調整労働者は設計労務単価の軽作業員比70%相当額)

②51職種以外の場合は、1時間あたり1170円

工事契約以外の契約(不動産、賃貸借を除く)または指定管理者協定のうち、予定価格2000万円以上のもの／1時間あたり1170円

☎経理課 ☎5432-2965 FAX5432-3046

後期高齢者医療制度では一定以上の所得のある方の自己負担が2割となります

10月1日から、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、一定以上の所得がある方は、医療機関等の窓口で支払う自己負担が2割となります(現役並み所得者(自己負担3割)を除く)。

課税所得が28万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額を足し合わせた額が200万円以上(世帯に被保険者が2人以上いる場合は320万円以上)の方

4年度に対象となる方は、3年中の所得等をもとに東京都後期高齢者医療広域連合が判定し、9月下旬に全ての被保険者へ送付する新しい有効期限の被保険者証でお知らせします。なお、現時点では、個別の自己負担割合に関するご案内はできません。

☎制度見直しの背景など＝後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎0120-002-719 (月～土曜(祝・休日を除く)午前9時～午後6時)
自己負担割合の変更について＝東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519 FAX0570-086-075 (月～金曜(祝・休日を除く)午前9時～午後5時)
その他＝国保・年金課後期高齢者医療担当 ☎5432-2390 FAX5432-3020 (4月から FAX5432-3005)

第6回世田谷キラリ輝く個店グランプリを開催しました

区民の皆さんから推薦されたお店の中から、キラリ輝く魅力があり地域を元気にしてくれているお店を、専門家の審査員が実際に訪れて審査を行いグランプリ等を決定しました。各賞に輝いたお店を紹介します。



飲食部門
中華蕎麦 きつね(ラーメン)
南烏山3-3-1

物販・サービス部門
kiyooka sewing works
(洋服のお直し・縫製)
豪徳寺1-23-12ささビル2階 ☎6413-7281

飲食部門
Gastropub GOZO(ビアバー)
北沢2-24-5 SHIMOKITA FRONT 201 ☎5738-8875

物販・サービス部門
鮮魚三友(鮮魚)
松原3-42-4下高井戸市場内 ☎3325-1194

特別賞

飲食部門
ビストロレ・シュヴルイユ
(フランス料理)
等々力4-1-9 宮坂ビル101 ☎6432-1816

千寿(カフェ) 羽根木2-35-1 ☎3322-1199

炭焼割烹ふくろう(和食・日本料理)
船橋1-7-3 信長君の台所2A ☎6432-6095

物販・サービス部門
OTRO hair(美容室) 奥沢4-27-14桜井ビル2階 ☎3720-1145

うつわのわ田(和食器専門店)
豪徳寺1-49-2トリアダム102 ☎090-6654-1492

お惣菜 和孝(お惣菜・お弁当)
経堂2-32-8 ☎3428-6254

受賞店の詳細は、ホームページ([HP](http://ukiuki-setagaya.com/) <http://ukiuki-setagaya.com/>)をご覧ください。

☎商業課 ☎3411-6667 FAX3411-6635
世田谷区商店街連合会 ☎3414-1432 FAX3410-1651

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談下さい。

■「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合
世田谷区発熱相談センター ☎5432-2910 (平日午前8時30分～午後5時15分)
東京都発熱相談センター 症状のご相談＝☎5320-4592 ☎6258-5780(いずれも24時間・多言語対応)
医療機関案内専用＝☎6630-3710(24時間) ☎6626-3473(午前9時～午後6時)
FAX5388-1396(電話での相談が難しい方)

■症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談
世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎5432-2111 FAX5432-3022
(平日午前8時30分～午後5時15分)
東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター(毎日午前9時～午後10時・多言語対応)
☎0570-550-571 FAX5388-1396(電話での相談が難しい方)

■療養期間終了後も何らかの症状が残っている方はご相談下さい
(「コロナの後遺症について」とお申し出下さい)。

世田谷区コロナ後遺症相談窓口
☎5432-2910 (平日午前8時30分～午後5時15分)
※PCR検査等で陽性と診断されてから1～2か月以上経過した方については、以下もご利用いただけます。

- 都立大塚病院 ☎3941-3211(平日午後1時～4時)
- 都立駒込病院 ☎080-5933-4582(平日午前9時30分～11時30分)